

入 札 説 明 書

1 本書の目的

「粗大ごみ受付センター運営業務委託」の調達においては、本市にとって最適な事業者を選定するため、総合評価落札方式一般競争入札を採用する。本書は、総合評価落札方式一般競争入札を行う上で必要となる事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務委託名

粗大ごみ受付センター運営業務委託（以下、「本委託」という。）

(2) 委託内容

「粗大ごみ受付センター運営業務委託 仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日から令和13年3月31日まで

(4) 委託限度額

600,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 担当課

千葉市環境局資源循環部収集業務課

住所 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所7階

電話 043-245-5246

FAX 043-245-5477

電子メール shushugyomu.ENR@city.chiba.lg.jp

3 参加資格要件

本件入札に参加を希望する者（以下「応募者」という。）は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていない者
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていない者
- オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者
- カ 法人税並びに消費税及び地方消費税を完納していない者
- キ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者

（3）次の情報セキュリティ対策を全て整え実践しており、アについては確認できる書類の写しを入札参加資格確認申請書と併せて提出できる者。

- ア 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク（JISQ15001）の認証又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001）を取得していること。
- イ 情報セキュリティポリシーや情報セキュリティ管理に関する規定類が定められており、その規定類に基づきセキュリティ対策が実践されていること。
- ウ 個人情報など重要な情報を取り扱う作業について、工程ごとの作業責任者を明確にし、取扱者を限定するなど、情報漏えいや不正利用を防ぐための保護対策が実践されていること。
- エ 従業員に対し、情報セキュリティに関する教育が行われていること

（4）過去5か年の間に、国又は地方公共団体において、本委託と同種（電話受付（コールセンター））の業務委託契約（履行期間1年以上）を2件以上にわたって契約し、これらをすべて誠実に履行した実績を有し、かつ、本委託を確実に履行することができること。ただし、複数業者による連合体（以下「共同企業体」という。）にあつては、コールセンター業務の運営を担当する業者が、当該実績を有すること。

（5）共同企業体等にあつては、以下の条件を満たすこと。（ただし、電子決済システム運営事業者は除く。）

- ア すべての構成員が前記（1）、（2）、（3）の要件を満たしていること。
- イ 代表構成員が前記（4）の要件を満たしていること。
- ウ 共同企業体は自主結成されたものであり、協定書を締結していること。
- エ 各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で入札に参加していないこと。

（6）電子決済システム運営事業者について

- ア 本委託の中で連携する電子決済システム運営事業者に求めるサービス水準は、「16_指定代理納付業務委託仕様書（案）」による。

- イ 電子決済システム運営事業者は、別途本市と指定代理納付業務委託契約を締結する。
- ウ 契約にあたっての諸条件は、落札者決定後、別途協議することとする。

4 スケジュール

本業務委託の入札スケジュールは、以下を予定している。

No	内容	日程（※すべて令和7年）
1	入札説明書公表	6月5日（木）
2	仕様書等の配布	6月5日（木）～6月12日（木）
3	参加資格に関する質問受付	6月5日（木）～6月9日（月）
4	参加資格に関する質問回答	6月11日（水）
5	入札参加資格確認申請受付	6月6日（金）～6月13日（金）
6	参加資格確認結果通知	6月18日（水）
7	仕様書等に関する質問受付	6月19日（木）～6月27日（金）
8	仕様書等に関する質問回答	7月7日（月）
9	技術回答書一式提出期限及び入札	7月15日（火）
10	技術回答書の内容に関するヒアリング（技術回答書の入札者による説明及び質疑応答）	7月16日（水）～8月8日（金）の間で本市が指定する日
11	技術回答書の内容に関する疑義の解消	7月15日（火）～8月8日（金）の間で本市が指定する日
12	落札者の決定	8月8日（金）
13	契約	9月1日（月）

5 入札に関する手続き

（1）入札参加資格確認申請書、仕様書等の配布

ア 配布期間 「4 スケジュール」による。

イ 配布の方法

市ホームページ（<https://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/shushugyomu/r8-12sodaigomiuketuke.html>）で公開する。

ウ 配布資料

- ・02_（様式1）入札参加資格確認申請書
- ・03_（様式2）誓約書
- ・04_（様式3）契約実績調書
- ・05_（様式4）入札参加資格に関する質問書
- ・06_（様式5）仕様書等に関する質問書
- ・07_技術回答書作成要領
- ・08-1_粗大ごみ受付センター運營業務委託仕様書

- ・ 08-2_粗大ごみ受付センター運營業務委託要求機能一覧
- ・ 08-3_（別添参考資料）「着信件数・応答件数及びインターネット受付等件数」
- ・ 09_（様式 6）委任状
- ・ 10_（様式 7）入札書
- ・ 11_（参考様式）技術回答書表紙
- ・ 12_粗大ごみ受付センター運營業務委託要求機能回答書
- ・ 13_（様式 8）経費内訳書表紙
- ・ 14_（参考様式）経費内訳表
- ・ 15_（様式 9）入札辞退届
- ・ 16_指定代理納付業務委託仕様書（案）

（2）入札参加資格確認申請

応募者は、以下により入札参加資格確認申請書及び関係資料を提出すること。

ア 提出期間 「4 スケジュール」による。

イ 提出場所 担当課

ウ 提出方法

担当課への持参又は郵送によること。

持参による場合は、日曜日、土曜日及び祝日を除く午前 9 時 30 分から午後 5 時までに担当課へ持参すること。

郵送による場合は、封筒に「粗大ごみ受付センター運營業務委託 入札参加資格確認申請書在中」と朱書して、担当課宛に「4 スケジュール」に定める提出締切日の前日午後 5 時までに書留郵便にて必着のこと。なお、事故等による未着について、本市では責任を負わない。

エ 提出書類

（ア）「02_（様式 1）入札参加資格確認申請書」

（イ）「03_（様式 2）誓約書」

（ウ）「04_（様式 3）契約実績調書」

（エ）前記 3（3）の認証を受けていること等、及び（4）の実績等を証明する文書（写し可）等、要件を満たすことが確認できる書類

オ 確認結果の通知

上記提出書類に基づき入札参加資格の確認を行い、「4 スケジュール」に示す日までに文書で結果を通知する。

（3）説明会

説明会は実施しない。

(4) 参加資格、仕様書等に関する質問

ア 参加資格に関する質問がある場合には、以下に従い質問書を提出すること。

(ア) 質問の様式 「05_ (様式 4) 入札参加資格に関する質問書」

(イ) 提出方法

担当課宛電子メールによる。

メール送付時は件名を「粗大ごみ受付センター運營業務委託 入札参加資格に関する質問 (会社名)」とすること。

(ウ) 受付期間 「4 スケジュール」による。

(エ) 質問に対する回答

「4 スケジュール」で示す日程までに、質問者に対し電子メールで回答する。

イ 入札参加資格確認の結果、参加資格が認められた応募者 (以下「参加資格者」という。)

は、仕様書等に関する質問がある場合には、以下に従い質問書を提出すること。

(ア) 質問の様式 「06_ (様式 5) 仕様書等に関する質問書」

(イ) 提出方法

担当課宛電子メールによる。

メール送付時は件名を「粗大ごみ受付センター運營業務委託 仕様書等に関する質問 (会社名)」とすること。

(ウ) 受付期間 「4 スケジュール」による。

(エ) 質問に対する回答

当該質問書提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、参加資格者全者に対して電子メールで回答する。

ウ 質問書提出時の留意事項

(ア) 質問書提出後、担当課宛に送付の旨を電話連絡すること。

(イ) メール本文を含めたメール 1 通あたりの容量が 10MB を超えないよう留意すること。

エ 仕様書等に関する質問の回答内容の取扱い

仕様書等に関する質問の回答内容は、仕様書等の記載内容の追加又は修正とみなす。

(5) 入札書類の提出

ア 入札書類の構成

(ア) 「09_ (様式 6) 委任状」 (代理人が入札する場合)

(イ) 「10_ (様式 7) 入札書」

(ウ) 技術回答書

イ 提出期間 「4 スケジュール」による。

ウ 提出方法

担当課への持参又は郵送によること。

持参による場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前 9 時 30 分から午後 5 時までに担当課へ持参すること。

郵送による場合は、担当課宛に「4 スケジュール」に定める提出締切日の前日午後5時までに書留郵便にて必着のこと。また、入札書については二重封筒（内封筒及び外封筒）により送付することとし、内封筒及び外封筒には以下の事項を記載すること。

（ア）内封筒

- ・発注案件名
- ・入札者の商号又は名称

（イ）外封筒

- ・朱書きで「粗大ごみ受付センター運營業務委託 入札書在中」と記載。

なお、事故等による未着について、本市では責任を負わない。

エ 技術回答書の作成

技術回答書の作成は「07_技術回答書作成要領」によること。

（6）入札の辞退

参加資格者は、いつでも入札を辞退することができる。辞退する場合は、できるだけ早い段階で「15_（様式9）入札辞退届」を担当課に提出すること。

（7）無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

（8）入札書類の修正等の禁止

入札書類の提出後の修正、差替え、再提出又は撤回をすることは認めない。ただし、この規定は審査の過程において、本市が、内容に関する疑義の解消を行うことを妨げない。

6 落札者の決定等

（1）審査及び評価

本市が設置する粗大ごみ受付センター運營業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、技術回答書が仕様書及び技術回答書作成要領で示す要求事項を満たしているか審査するとともに、「落札者決定基準」に基づき評価し、技術点及び価格点を付与する。

なお、技術回答書の内容に関するヒアリング（技術回答書の入札者（以下「入札者」という。）による説明及び質疑応答）を予定している。日時・場所・方法等は入札者に通知する。

（2）入札

日 時 令和7年7月15日（火） 午後2時00分

場 所 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟2階 L201会議室

（3）総合評価

市は、選定委員会の審査を基に落札者を決定する。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、入札者に対して文書で通知する。

(5) 審査結果の公表

審査結果については、審査結果通知後すみやかに、市ホームページにて公表する。

7 入札保証金

要する。ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条に該当する場合は、免除とする。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

要する。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

落札者決定後、速やかに契約書を作成する。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 千葉市契約規則の閲覧

千葉市契約規則は、本市ホームページ「千葉市例規集」にて閲覧できる。

(5) 委託料の支払い

運用開始の令和8年4月以降、契約に係る総額の1/60にあたる額を、毎月支払うこととする。

9 留意事項

(1) 技術回答書の作成、提出等に要する費用は、入札者の負担とする。

(2) 提出された技術回答書は返却しない。

(3) 技術回答書や選考結果（不採用となった入札者の名称、審査結果を含む）は、第三者から公文書開示請求があった場合、原則として開示の対象とする。ただし、本入札期間中は、千葉市情報公開条例（平成12年条例第52号）第7条の規定に基づき、開示の対象としない。

(4) 本入札に関連し知り得た情報については、本市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしては

ならない。

- (5) 本市は技術回答書を本委託の選定以外に無断で使用しないものとする。
- (6) 技術回答書の提出後、本市の判断により内容の確認、補足資料の提出を求めることがある。
- (7) 技術回答書の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、入札者が負うこととする。
- (8) 本入札に関して、追加すべき情報があつた場合には、市ホームページに掲載するものとする。